

網走市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成 26 年 3 月 31 日

規 則 第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、網走市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第5条第2項のその身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。

(助言、指導及び勧告)

第3条 条例第6条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第6条第1項の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する改善指導書（第2号様式）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（第3号様式）により行うものとする。

(命令書)

第4条 条例第7条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する措置命令書（第4号様式）により行うものとする。

(公表の方法)

第5条 条例第8条第1項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 網走市公告式条例（昭和25年条例第22号）の規定の例による掲示

(2) 網走市のホームページへの掲載

(3) その他市長が適当と認める方法

(意見を述べる機会の付与等)

第6条 条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公表に係る所有者等に意見書を提出させて行うものとする。この場合において、市長は、当該所有者等に意見を述べる機会の付与通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見書を提出しようとする者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、公表に対する意見書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、意見書を提出しようとする者の任意の書類による提出を妨げるものではない。

(行政代執行)

第7条 条例第9条の規定により行政代執行を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（第7号様式の1）により行うものとする。

2 条例第9条の規定により行政代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（第7号様式の2）により行うものとする。

3 条例第9条の規定により行政代執行を行う場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（第7号様式の3）とする。

(空き家等対策検討会議)

第8条 市長は、条例第2条に規定する管理不全な状態の空き家等に対する措置に関し、必要に応じ慎重かつ公正な審議を行うとともに、空き家等の適正管理に関する総合的な対策を検討するため、庁内に網走市空き家等対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（おもて）

第 号		
身 分 証 明 書		
網走市	部	課
職 名		
氏 名		
生年月日	年	月 日
上記の者は、網走市空き家等の適正管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定による立入検査を行う職員であることを証する。		
年 月 日交付		
網走市長		印

（うら）

注 意
1 この証明書は、空き家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合には、必ず携帯しなければならない。
2 この証明書は、関係人の請求があった場合には、速やかに掲示しなければならない。
3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第2号様式（第3条関係）

空き家等の適正管理に関する改善指導書

第 号
年 月 日

様

網走市長



あなたが所有（管理）している下記の空き家等について、網走市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第 号）第3条に規定する適正な管理が行われていないので、同条例第6条第1項の規定により管理方法を改善するよう下記のとおり指導します。

記

- 1 空き家等の所在地

- 2 空き家等の構造・規模
造 階建て
床面積 平方メートル

- 3 空き家等の状況及び該当する不適正管理状況

- 4 指導事項

第3号様式（第3条関係）

空き家等の適正管理に関する勧告書

第 号
年 月 日

様

網走市長



あなたが所有（管理）している下記の空き家等について 年 月 日付 第 号により空き家等の管理方法について改善するよう指導しましたが、現在もいまだに改善が必要な状態と認められますので、網走市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第 号第6条第2項の規定により 年 月 日までに管理方法を改善するよう下記のとおり勧告します。

記

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模
造 階建て
床面積 平方メートル
- 3 空き家等の状況及び該当する不適正管理状況
- 4 勧告事項

第4号様式（第4条関係）

空き家等の適正管理に関する措置命令書

第 号
年 月 日

様

網走市長



あなたが所有（管理）している下記の空き家等について 年 月 日付 第 号により空き家等の管理方法について改善するよう勧告しましたが、現在もいまだに改善が必要な状態と認められますので、網走市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第 号）第7条の規定により 年 月 日までに管理方法を改善するよう下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第8条の規定により、命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）、命令の対象である空き家等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表します。

記

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模
造 階建て
床面積 平方メートル
- 3 命令の理由（空き家等の状況及び該当する不適正管理状態）
- 4 命令事項

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項の異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することは出来なくなります。

第 号
年 月 日

意 見 を 述 べ る 機 会 の 付 与 通 知 書

様

網走市長



あなたが所有（管理）している下記の空き家等について 年 月 日付 第 号により空き家等の管理方法について改善するよう命令しましたが、現在もいまだに改善が必要な状態と認められますので、網走市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第 号）第8条第1項の規定による公表を予定しています。

つきましては、同条第2項の規定により下記の事項を公表することについて意見を述べる機会を付与いたしますので、別紙「意見書」を 年 月 日までに提出してください。

記

所有者等の住所及び氏名	
空き家等の所在地	
命令の内容	
その他の事項	

提出先 網走市南6条東4丁目 網走市役所 市民部 生活環境課

公 表 に 対 す る 意 見 書

年 月 日

網走市長

様

提出者 住 所
氏 名
連絡先

⑨

年 月 日付 第 号で通知のあった件につきまして、次のとおり意見を述べます。

公表に対する意見	☐ 公表に反対しません。 ☐ 公表に反対します。 ☐ その他 ()
意見の理由	

- 注1 法人その他の団体が提出する場合には、提出者の欄には、主たる事務所の所在地及びに名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 2 公表に対する意見は、該当する□にレ印を入れてください。
- 3 この意見書に代えて、任意の書面により意見書を提出することもできます。

第 号
年 月 日

戒 告 書

様

網走市長



あなたが所有（管理）している下記の空き家等について 年 月 日付 第 号により
空き家等の管理方法について改善するよう命令しましたが、いまだに必要な措置が講じられていま
せん。

つきましては、下記に指定する履行期限までに措置を講じるよう行政代執行法第 3 条第 1 項の規
定により戒告します。

なお、履行期限までに措置を講じないときは、同法第 2 項の規定の基づき代執行を行い、その費
用につきましては、あなたから徴収いたしますので、念のため申し添えます。

記

所有者等の住所及び氏名	
空き家等の所在地	
命令の内容	
履行期限	
備 考	

第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

様

網走市長



あなたが所有（管理）している下記の空き家等について、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付で戒告しましたが、指定した履行期限までにその義務が履行されていません。

つきましては、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

所有者等の住所及び氏名	
空き家等の所在地 （構造・規模）	
代執行の実施時期	
代執行責任者	
代執行に要する費用の 概算見積額	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項の異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、網走地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することは出来なくなります。

			第	号
執 行 責 任 者 証				
網走市		部	課	
職 名				
氏 名				
生年月日		年	月	日
上記の者は、網走市空き家等の適正管理に関する条例第 7 条の規定により行う代執行の責任者であることを証する。				
年		月	日交付	
網走市長			印	

行政代執行法（抜粋）

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを提示しなければならない。